

グローバル社会における 討議民主主義の展望

川 村 暁 雄*

はじめに

現在、国境を越えた相互関係はますます深化しつつある。政治、経済、文化などの多様な側面において国境を越えて相互に影響を与えているという意味では、地球規模の社会関係が生まれつつある。しかし、このことにより人々が一つの社会に属しているという認識を持つようになったわけではない。国境を越えた社会関係が生み出す矛盾が自己の社会の問題と認識されることも少なく、その解決のための制度や手続きについての共通理解もない。これまでは社会という概念は、国境の中だけに適用されるものとされてきたのである。

しかし、相互関係の深化はこの状況を変えつつある。安全保障だけではなく、市場経済の促進、地球環境の保全など多様な分野において国家の政策調整を行う必要性が認識されるようになってきた。このような政策調整を行う場=国際レジームも、分野ごとに形成・強化されてきた。レジームで行われる決定は、各国に大きな影響を与えるようになっており、国民の国際関係への関心も高まっている。(レジーム概念については詳しくは後述)

筆者は、こうしたレジームを中心に行われるコミュニケーションが、地球規模の社会関係のあり方に関する共通の理解を生み出すきっかけになると考える。これは、共有された規範や目的に基づいて社会関係を制御する可能性を生み出す。社会学的表現をするならば、国境を越えた社会統合(共通の規範に基づいた行為調整)の展望が可能となりつつある。

たとえ、国境を越えた社会統合が可能となっ

* 神戸女学院大学文学部総合文化学科専任講師
(2000年3月神戸大学大学院国際協力研究科博士
課程後期課程単位取得退学)

たとしても、それが望ましい社会関係もたらしすことを保証するわけではない。社会統合は、社会の安定を保証するだけである。しかし、国境を越えた社会統合は少なくとも公正な社会関係を生み出す基礎とはなろう。

本稿では、このような認識に基づき、グローバルな相互関係の進展が公正な社会統合をもたらす可能性を理論的に整理する。このため、第一に地球規模の社会統合の展望を検討する。次に、社会統合の公正さを評価するための規範的理論枠組をグローバル討議民主主義として提起する。

グローバル討議民主主義とは、J・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の討議理論 (Diskurstheorie) に依拠し、こうした社会統合が公正なものとなりうる社会的および制度的条件を、手続き的観点から定義するものである。制度的条件の整理については、とりわけD・ヘルド (David Held) のコスモポリタン民主主義論に示唆を受けている。グローバル討議民主主義においては、社会関係の強度に応じて、その制御のための制度的要件が満たされることが要請される。

1. グローバル社会の社会統合

すでに述べたように、現在、実在する地球規模の社会関係と、社会に関する認識の間に大きな乖離が存在している。A・ギデنز (Anthony Giddens)、M・ショー (Martin Shaw)、ハーバーマスなど、社会学的視点からグローバル化を捉える論者は、この乖離が近代社会の基本的な構成原理に基づき必然的に生まれ

るものと認識している。彼らは、貨幣や権力などの抽象度の高い制御媒体を介した社会関係を近代社会の基本的な特徴と考えるからである¹。以下、ハーバーマスに従い、こうした制御媒体を介した関係概念—以下、社会学の用語法に基づき、システムと呼ぶ—の整理を行う。

ハーバーマスは、近代国家における主要なシステムとして、貨幣を制御媒介とする市場及び権力を制御媒介とする行政機構の二つをあげている。システムにおいては、制御媒体の持つメッセージに対応し、合理的利己主義に基づき行動すればよいため、各人の判断の負担が軽減される。このためシステムを経由する社会関係は、時間や空間に制約されない大規模で複雑なものとなりうる。こうしたシステムは、複雑な環境への対応能力などの面で、伝統的な社会関係よりも機能的には優れている²。こうしたハーバーマスの理解に基づき、本稿では「抽象的な制御媒体を経由する関係のあり方」をシステム、そしてシステムを経由して社会関係が作られることをシス

1 こうした近代社会のとらえ方は、パーソンズに始まり、ルーマンにより発展させられた社会システム理論に最も明確に示されており、ギデنز、ハーバーマスらもその影響を受けている。佐藤勉編『コミュニケーションと社会システム—パーソンズ・ハーバーマス・ルーマン』恒星社厚生閣、1997年、N・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論上・下』恒星社厚生閣、1992年、1995年参照。

2 ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論 (下)』未来社、1987年、邦訳108頁 (Jürgen Habermas, *Theories des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt/Main, 1981)。

テム媒介統合 (system integration)³と呼ぶ。

ハーバーマスは、システム媒介統合に対して、コミュニケーションを通じて社会的に共有された理解（規範や価値観）に基づいて相互の行為が調整されている社会関係を社会統合と呼ぶ⁴。こうした社会統合は、日常的・対面的社会関係においても行われるのだが、近代国家においては、法律、民主主義などの抽象度の高い諸制度を通じ、国内社会全体を対象とした社会統合の実現が図られている。なお、社会統合という概念自体は、社会的に共有されたなんらかの規範の存在を前提とするが、その規範が正当なものであることを前提とするわけではない。

システムは、機能的な優位性は持つにせよ、独自の論理で機能するため抑圧を生み出す傾向を有する。市場システムによる労働者の搾取や環境破壊、公的な暴力機構による弾圧などが例としてあげられよう。近代社会においては、批判的な討議により生み出された規範や法に基き、システムの制御を行うことができれば抑圧なき社会統合の展望が可能となる

とハーバーマスは考える（詳しくは後述）。

システムの機能的優位により、近代社会は地球の各地に伝播し、あるいは植民地化により強制的に移植されてきた。また、抽象的制御媒体を介したシステムは、性格上国境を越えた相互関係を生みだしやすい。貿易や海外投資、軍事的な競合や対立、外交官による交渉などにこれを見ることが出来る。このように見た場合、「地理的に離れた地域社会が、直接的・間接的に相互影響を与える関係の世界規模での深化」として定義できるグローバル化⁵は、システム媒介統合という「近代の帰結」（ギデنز）とみなすことができよう。グローバル化が進むことにより、文化、経済、政治など多様な側面において相互に関係しあう社会領域が、地球規模を覆うようになる。本稿では、こうした地球規模の社会関係の存在する社会領域をショーにならってグローバル社会と呼ぶ⁶。

ショーが指摘するとおり、ここでのグローバル社会は、その構成員が世界大の社会に帰属していると認識する社会（＝H・ブルのいう「世界社会」）であるとはかぎらない。むしろ、そのような認識がなくともグローバル社会は生まれうる。システム媒介統合、社会

3 ハーバーマスやギデنزが用いる "system integration" という表現は、社会学の分野において通常はシステム統合と訳されるが、日本語としては複数のシステムを統合するという意味に理解されかねないため、ここではあえてシステム媒介統合と表現した。

4 ハーバーマスは、現代の社会の制御が、二つのシステム（行政・市場）と連帯に基づく社会統合によりなされているとみなす。ユルゲン・ハーバーマス、三島他訳『遅ればせの革命』岩波書店、1992年、41-42頁、Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, (Suhrkamp Verlag/ Frankfurt am Main 1990 (first published in 1962)) (邦訳、ユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞夫・山田正行訳『公共性の構造転換（第二版）』（未来社、1994年）、xxvi-xxvii頁）。

5 この定義は、ギデنزのものを参考とした。Anthony Giddens, *The Consequences of Modernity*, Stanford University Press, Stanford, 1990, p.64 (邦訳、アンソニー・ギデنز著、松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? : モダンティの帰結』而立書房、1993年、85頁)。

6 マーチン・ショー著、高屋定國、松尾眞訳『グローバル社会と国際政治』ミネルヴァ書房、1997年、24-25頁 (Martin Shaw, *Global Society and International Relations*, Polity Press, Cambridge, 1994)。

統合概念を用いれば、グローバル社会は、システム媒介統合は進みつつあるが、社会統合は十分に進展していない社会領域として認識できよう⁷。

グローバル社会において、相互に平等な国家から構成される主権国家システムは、もっとも基本的なシステムとみなせよう。主権国家システムも、行政機構と同じく権限を明確化することにより相互関係を単純化している。ただし、垂直的な権限の分割を行っている行政機構とは異なり、権限の及ぶ範囲を地理的に分割し（内政不干渉の原則など）、それぞれを平等な権利を持つ主体と想定している（主権国家の平等の原則）。主権国家システムの中では、国家を代表して交渉に従事する者は合理的利己主義に基づいて国益を追求するというのが一般的な理解となっている。こうした主権国家システムの基本的な原則においては、市民は国境を越えた関係を「社会の外部との関係」と認識することが想定されている⁸。

主権国家システムは、価値や規範を調整する政治的制度でもあり、市場や行政機構ほど

システム内外の境界が明確なわけではない。また、「国益」自体が、各国の社会における規範や価値に関する共通理解により定義された複雑な内容を持つ概念である。もちろん国益は自国の経済的利益や安全など国内で完結しやすい概念により構成される場合も多く、これらに関わる国際関係（安全保障レジーム、国際通貨レジーム）などは、各国代表が合理的利己主義に基づいて行動するシステムとみなしやすい。ところが、人道的問題、人権、開発、地球環境などに関わる国際関係における「国益」は、国境を越えた社会関係のあり方に関する規範・価値が比較的強く反映されがちで、合理的利己主義のみに依拠しているものとはみなしにくい（詳しくは次節にて）。さらに、システムに共有される規範や共通目的は、平等に主権を代表する各国の代表の複雑なコミュニケーションに基づいて形成されるため「国際社会（international society）」（ブル）と呼ばれるように、ある程度は、通常の「社会」とのアナロジーも可能である。ただ、主権国家システムにおいておこなわれるコミュニケーションは、あくまで職務上国家の代表として行動することが期待されている人々（政府代表）が主体となったものである。このため主権国家システムの論理に基づいて生みだされる共通規範は、抽象的な一般の原則（安全確保、約束遵守、財産保障など⁹）に反

7 この認識はショーが示したものである（上掲）。

8 これまでの国際関係論も、外交官や政治家の行動が国民の白紙委任を受けていることを前提として構成されている場合が多く、この認識を強化する役割を担ってきた。このことを指摘している文献として、以下を参照。Takashi Inoguchi, Edward Newman, and John Keane, eds., *The Changing Nature of Democracy*, United Nations University Press, 1998（邦訳、猪口孝、エドワード・ニューマン、ジョン・キーン『民主政治の変容』猪口孝、エドワード・ニューマン、ジョン・キーン編『現代民主主義の変容—政治学のフロンティア』有斐閣、1999年。とりわけ邦訳26頁参照）。

9 これは、ブルが秩序ある社会の最低限の一般的条件として示したものである。Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (2nd Edition), Columbia University Press, New York, 1977, pp.3-4.

しないことが求められる程度となろう。

もう一つの主要なグローバルなシステムである市場は、主権国家システムと密接な関係を持つ。主権国家システムによって可能となる暴力の制御、約束遵守、財産保障などは、市場の機能のためにも不可欠である。また、自国民の経済的利益が国益として認識される場合が多いため、主権国家システムの構成員は、市場システムの発展に努力することも多い。主権国家システムは、1960年代の植民地独立により地球上を普遍的に覆うようになっており、1989年以降の冷戦終結により市場システムも普遍化しつつある。市場と国家関係を律する二つのシステムが地球全体を覆い、それらに影響を受けて文化や価値などの領域でも多様で複合的な相互関係が生まれているのが、現在のグローバル社会であると言える。

地球規模のシステム媒介統合の深化にともない、その機能を相互調整する必要性も増してきた。これをよく示すのが多くのレジームの形成や強化である。以下、システム媒介統合が進むグローバル社会で、レジームを中心としたコミュニケーションが社会統合に与える影響を理論的に整理したい。

2. レジームを契機としたグローバル社会の社会統合

グローバル社会のシステム媒介統合は、どのように社会統合につながるのだろうか。近代国家において、社会統合を可能とする要素としては、言語的コミュニケーションにより構築される共通の規範的社会関係観（例えば

なんらかの協調関係や共通目的を持つ平等な人間により構成される社会という認識）、共通課題の発見と対立の解決方法に関する共通の理解（例えば民主主義や法治主義など）、それらに基礎づけられた制度（例えば議会、司法、行政機構など）をあげることができる。では、国際関係においてこれらは実現可能なのだろうか。

まず、最低限の共通の社会像は、主権国家システムと市場の普遍化がもたらす政治文化の変容により生まれる可能性がある。主権国家システムにおいては、ある領域を支配する政治組織が国家として認識されると、国際機構への参加、内政不干渉など国際法上の権利を持つ主体とみなされる。これは、二国間や多国間の政府開発援助を与える対象として認識されるということも意味する。こうして主権国家システムの中で国家と認められた組織体（各国の政府）は、近代国家を運用するために必要な行政機構、治安維持や安全保障のための暴力機構や、市場の導入が容易となる¹⁰。

市場を確立するためには、国家が一定の役割を果たすことが必要となり、法治主義などの制度枠組みを採用する必要が生まれるだろう。法治主義に基づいた予測可能性の高い制度、政策決定の透明性と政府機構の説明責任、

10 筆者はこれらのシステム自体が望ましいと無前提に主張するものではない。だが市場、行政機構、専門家システムなどは、複雑性に対する対応能力において、機能的に優れているため、それが様々な問題を引き起こすとしても、選択されがちである。

意志決定における参加など、ガバナンスという概念で世銀やOECDにより整理されてきた経済発展のための政府の機能の条件¹¹からも、このことは裏付けられる。こうした政府の機能強化は、多くの場合生活への干渉を増大させる。政府の機能の行使が正当なものとして認識されるためには、民衆の支持が必要となるが、これは代表制民主主義を導入する契機ともなる¹²。留学生の派遣や文化交流を通じて国民がさまざまな価値観に触れることにより、伝統的な権威に依拠した統治が困難となることも、この傾向を加速しうる。

このような変化は、国境を越えた社会的絆に直結するわけではなく、とりわけ普通選挙を通じた代表制民主主義は、伝統的象徴の政治的な利用による極端な民族主義を促進する場合もある。しかし、民主主義や法治主義の理

念は、人間の平等性を前提とする。「国際社会」において、国家主権の平等性が、外交官のコミュニケーションの前提となっているように、人間の平等性は市民の国境を越えたコミュニケーションの前提となろう。そしてコミュニケーションが存在する限り、共通の規範的社会像を作り上げる可能性は生まれる。事実、国境を越えたNGOの連帯は共通の社会像に基づく共同作業がある程度は可能となっていることを示す¹³。

では、規範的社会像が国境を越えて共有される可能性が潜在的に存在するとして、それがどのように具現化され、システムの制御につながるのだろうか。筆者は、グローバル化が引き起こす社会矛盾（すなわち、規範的社会像と現実との乖離）を解決する努力が、国際レジームの枠組みで行われることにより、共通の規範的社会像の形成と、システム制御のための制度が生まれうると考える。なお、ここでいうレジームとは、クラスナーの定義に基づき「黙示的、明示的な原則、規範、規則、意思決定手続きの集合で、行為体の期待を収斂させるもの」とする¹⁴。ただ、事例については特に国際機構などの形で明示的に規定されているレジームを中心にとりあげる。

11 開発における国家単位 of ガバナンス概念については、以下の文献を参照。The World Bank, *Governance and Development*, World Bank, Washington, D.C., 1992; The World Bank, *Development in Practice: Governance, the World Bank's Experience*, The World Bank, Washington, D.C., 1994; David Gillies, *Human Rights, Democracy and "Good Governance": Stretching the World Bank's Policy Frontiers*, International Centre for Human Rights and Democratic Development, 1993; and Pranab Bardhan, *The Role of Governance in Economic Development: A Political Economy Approach*, OECD, 1997.

12 逆に言えば、市場システムに頼らずに資源を動員できる国においては、このような価値観の浸透のためには、文化交流による変化しかないため、時間がかかるだろう。近代国家形成と民主主義への要請の関係については、David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Stanford University Press, California, 1995および、Ernest Gellner, *Conditions of Liberty: Civil Society and Its Rivals*, Penguin, London, 1994による。

13 ショーは、グローバルなエコロジー運動、人権運動などの発達の核に「地球的な責任感（グローバル・レスポンシビリティ）」という概念があるとし、これがグローバル市民社会の理念的な核となっていると認識している。ショー、前掲181頁。

14 Stephen D. Krasner, *International Regimes*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1983, p.2.

多くのレジームは、システム媒介統合の円滑化やシステムの拡大を主目的とし、主権国家システムの枠組みの中でつくられた。世界貿易機構や国際通貨基金などの貿易、通貨に関するレジーム、勢力均衡による主権国家システムの保持を目的としたワルシャワ条約機構やNATOなどが典型的な例であろう。このため、コヘインが指摘したように「行為主体が合理的利己主義」を採用すると仮定しても、レジームの形成や機能を説明できることが多い¹⁵。だが、現実にはすべてのレジームの活動を合理的利己主義だけで理解することは困難である。確かに、人権、環境、貧困など社会的課題を対象とするレジームも含めて、大半のレジームは部分的にはシステム維持という合理的理由から説明できよう。各国内部の社会矛盾を制御可能な範囲に管理することは、安定した国際関係や良好な通商・投資環境を生みだし、主権国家システムや市場システムにとっても望ましい¹⁶。しかし、人権条約の形成過程にみられるように、非国家行為体である人権NGOの主張や情報提供が大きな影響を与えてきた場合もある。環境レジームや世界銀行などの開発レジームに関しても同様の観察がされている。地球的な貧困、抑圧な

どの社会矛盾の認識が、レジームの形成・維持の要因の一つになりつつある。すなわち、レジームにおける規範や原則に、現実の社会関係の中で生まれた社会的規範が反映しているのである。

さらに、どのような理由であれいったん形成されたレジームは、共通の規範形成のためのコミュニケーションの場と、システム制御を目的とする制度を生み出すことにもなる。ここで形成される規範が、国境を越えて共有される規範的社会像を反映するならば、グローバルな社会統合につながる。以下、人権レジームを例とし、この過程についての予備的な考察を行う。

2. 1 レジームにおけるシステムの社会的制御—人権レジームの事例

グローバル化のもたらす社会矛盾の一つとして、主権国家システムと人権侵害に関わるものがあげられる。すでに述べたように、主権国家システムは、国家に大きな権限を与える。政府は、このシステムの中で国際機関における代表権を持ち、それらをテコとして国際的な財政的支援を得ることができる。また、徴税権（とりわけ関税）、資源に対する支配権、世界市場へのアクセスを管理する権限などを国際的に保障される。こうしてグローバル社会において主権国家システムの構成要素とみなされることにより資源動員能力を保障された政府が、深刻な人権侵害や人道問題を引き起こすことは、システムの維持と同時にシステム構成国の安全という視点からも問題

15 ロバート・コヘイン著、石黒馨・小林誠訳『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房、1998年、75頁（R. O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton, 1984）。

16 いわゆる現実主義はこのような視点を採用する。一方、Coxのようにグラムシの歴史的ブロックやイデオロギー概念を用いて、国際関係が階級的な利益に導かれていると理解する人々もいる。

である。国連憲章が、人権侵害を平和への脅威として問題視していることは象徴的である。

しかし、平和への脅威を予防することだけが目的であるならば、人権レジームの関与すべき対象は、地域的な大国における極端な市民的・政治的権利の侵害などに限ればよい。事実、当初は個別の国の人権状況について国連人権委員会（Commission on Human Rights）は行動をとることはしなかった¹⁷、1970年代になってある程度人権侵害国に対する行動がとられるようになったときにも、その対象は南アフリカ、チリ、イスラエルなど特定の国に限定されていた。だが1980年代から90年代にかけて、その活動には大きな進展がみられる。女性の権利、子供の権利など、主権国家システムの維持という視点からは、周辺的な問題が課題の中に含まれるようになってきた。さらに課題別の特別報告者や作業部会の設置により、個別の権利の実現状況について、あらゆる国を対象とした調査を行うことが可能となっている¹⁸。深刻な人権状況が認識されることにより、主権国家の平等や内政不干渉の原則が相対的なものとされてきたのである。

この変化をもたらした要因として、国際的なNGO、専門家のネットワークの貢献があったことはよく知られている¹⁹。

2. 2 レジームの生み出す共通規範の正当性

レジームが、主権国家システムや市場システムの維持・強化を直接の目的として形成された場合も、レジームを基礎づける基本的文書において、普遍的・人道的な価値に関連した目的規定がされることが多い。この意味では、形成時の主要な意図に関わりなく、レジームは社会的規範に初めからある程度依拠している。これはレジームの枠組みで行われるコミュニケーションに一定の枠をはめる。

システム媒介統合の進行によるレジームの権限強化が、生活に深刻な影響を与えるようになれば、レジームに各社会の有する価値や規範を反映させようとする圧力も高まる。かつては、政府を代表する外交官や政治家への無条件の信頼がみられ、その代表性について国内で異議申し立てが生まれることは少なかったが、今では各国政府は外交決定に際して国民の意見を反映するよう求められている。この結果、レジームにおける交渉においては、さまざまな利害、社会像や規範をめぐるのコミュニケーションが行われる。そこでの合

17 1947年の人権委員会決議によって国連が個別の国の人権状況について行動をとれないという確認がされている。Felice D. Gaer, "Reality Check: Human Rights NGOs Confront Governments at the UN", in Thomas G. Weiss and Leon Gordenker, eds., *NGOs, The UN, and Global Governance*, Boulder, Colorado, Lynne Rienner, 1996, p.52.

18 この変化については、高野雄一、宮崎繁樹、斎藤恵彦編『国際人権法入門』三省堂、1983年、阿部浩己・今井直共著『テキストブック国際人権法』日本評論社、1996年等参照。

19 宮脇昇「国際レジームにおけるNGOアクター—人権NGOをめぐる国連とOSCEとの比較」『国際政治』119号、55-69頁参照。なお、国連人権委員会に最初の課題別作業部会である「非自発的失踪に関する作業部会」が設置されるにあたってはアムネスティなどのNGOの影響が大きかったとされる。Felice D. Gaer, *op.cit.*, p.54.

意は、なんらかの共通の社会的規範を反映したものとなる。

ここで問題となるのは、この共通規範がどのような役割を持つかである。R・W・コックス (Robert W. Cox) らグラムシ派の研究者がみるように、この規範は単に支配エリートの価値を正当化するイデオロギーなのだろうか?²⁰あるいは、「現実主義」のみのように、力や利益関係を隠すだけなのか。グローバル・ガバナンス論で想定されているように、ここで生み出される規範は地球的な共通善を反映しうるのだろうか?²¹

筆者は、グローバル社会のシステム媒介統合と社会統合という視点から見たときに、この問題は次の二つの課題に整理できると考える。第一は、社会的規範に基づいたレジームの制御が、公正な社会統合につながるとみなされるのは、どのような条件がみたされたときなのかという理論的課題であり、第二は、レジームの運用に、合理的利己主義に基づくシステムの論理だけではなく、そうした社会規範がどの程度反映されるのかという実証的な課題である。

20 Coxのグラムシ的分析アプローチについては、R.W. Cox, "Gramsci, Hegemony and International Relations: An Essay on Method", in *Millennium: Journal of International Studies*, vol.12, no.2 (1983), pp.162-175.

21 こうした視点を示す文献として、Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford University Press, Oxford and New York, 1995 (邦訳: グローバル・ガバナンス委員会、京都フォーラム監訳『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして』NHK出版、1995年)。

本稿においては、第一の問題についての整理を行う。一般に、レジームにおける決定に国際NGOや専門家が参加することにより、普遍的かつ正当な規範や価値が反映されるものと期待されることが多い²²。しかし、これは何を根拠とするのだろうか? 国際関係においては代表民主主義は存在しない。さらに、専門家はもとよりNGOなど市民社会を構成する団体は、投票により選ばれたものではない。民主主義が、選挙により選ばれた代表者による多数決の決定とするならば、NGOの参加は民主主義とはまったく関係がない。

筆者は、NGOの役割を無条件に肯定するわけではない。しかし、多くの観察者が行っている肯定的な評価には、一定の根拠があると考え。これは、以下に述べるように、ハーバーマスの主張する討議民主主義および公共圏概念によりよく説明されうる。

22 このような観点を示す主要な文献としては Thomas G. Weiss and Leon Gordenker, eds., *NGOs, The UN, and Global Governance*, Boulder, Colorado, Lynne Rienner, 1996; Peter Willetts, ed., *The Conscience of the World: The Influence of Non-governmental Organisations in the UN System*, Hurst, London, 1996; Albert J. Paolini, Anthony P. Jarvis and Christian Reus-Smit, *Between Sovereignty and Global Governance: the United Nations, the State and Civil Society*, Macmillan Press, London, 1998 などがある。日本語の文献としては馬場伸也『アイデンティティの国際政治学』東京大学出版会、1980年、同『地球文化のゆくえ』東京大学出版会、1983年、馬橋憲男『国連とNGO—市民参加の歴史と課題』有信堂、1999年等参照。

3. 社会統合と民主主義・ハーバーマスの三つの民主主義論から

ハーバーマスは、『コミュニケーション行為の理論』²³ (1981年)、『妥当性と事実性』²⁴ (1992年) などの一連の著作において、近代社会を分析する視角を提示すると同時に、規範的な原理を提起してきた。また、最近ではコミュニケーション行為の理論に基づいた民主主義論を展開している。ハーバーマスの主張する民主主義概念は、民主主義を単なる代表選出過程や、異なる利益団体間の調整に還元しない。むしろ、開かれたコミュニケーションのネットワーク（公共圏）が生み出す連帯と共通の社会像や規範に民主主義の可能性をみる。この観点は、代表制民主主義が存在しない国際関係において民主主義と社会統合の可能性を展望する視点を与えるものとする。

以下、ハーバーマスの民主主義論を概観する。

3. 1 三つの民主主義概念

ハーバーマスは、"Three Models of

Democracy"²⁵ において、現代の民主主義観を自由主義的視座と共同体主義的な色彩が強い共和主義的視座の二つに依拠するものとして整理する。さらに、この二つに対し、自己の討議理論に基づく「討議的政治（deliberative politics）」（本稿では、他の二つの民主主義概念との対比を強調するため討議民主主義と呼ぶ）を提起している。

ハーバーマスによれば、「自由主義的」民主主義観の特徴は、国家に対して私的利害を対置していること、および私的利害を集束させるものとして政治過程が位置づけられているという点にある。この見方によれば、個人は、各国において憲法により規定された権利を享受し、それぞれの利益に基づいた戦略的な行動をとる。その志向は、投票によって数量化され、政治に反映するのである²⁶。

「共和主義的」民主主義観は、政治過程を利益調整過程ではなく、社会の成員が共通の社会像を構築する過程として理解する。ここでは市民の討議により自分たちの相互関係の認識がなされ、共通善を志向する平等な構成員として関係を作ることが想定されている。

ハーバーマスは、「共和主義的」民主主義

23 Jürgen Habermas, *Theories des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt/Main, 1981 (ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論（上）（中）（下）』未来社、1985年、1986年、1987年）

24 Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, Germany, 1992 (英訳、Jürgen Habermas, *Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy*, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, 1998).

25 Jürgen Habermas, "Three Models of Democracy", in *Constellations: an International Journal of Critical and Democratic Theory*, Vol.1, No. 1 (April 1994), pp.1-10. なお同様の論考は、ユルゲン・ハーバーマス『法と正義のディスクール』未来社、1999年、127-144頁においてもなされている。さらに以下の文献も参照のこと。飯野靖夫「法制化をめぐる問題と民主政論の展開—ハーバーマスの「民主政の三つの規範モデル」によって」ユルゲン・ハーバーマス『法と正義のディスクール』未来社、1999年、145-158頁。

26 Habermas, *op.cit.*, 1994, p.1及びハーバーマス、1999年、前掲、128頁参照。

観を、「自律的な市民の意思を公共的な理性の共同使用に基づいて制度化する」という民主主義の原点を保持するものとして評価する²⁷。これは、意思形成を妥協の結果として認識する自由主義的視座と対照的とされる。しかし、ハーバーマスは現代の「共和主義的」民主主義の理解が、共同体主義的視点に基づいて行われていることを問題視する。この視点は、民主主義を共通善を目指す市民の徳に依存させてしまう²⁸。ハーバーマスは、文化的、社会的に多元化した現代社会においては、すべての課題についての共通の価値を期待することは不可能と考える。このため民主主義を共通善に関する議論に還元することはできない。異なる価値観や利害に関わる問題については、事前に合意された正当な手続きにより、妥協を通じて決定されなくてはならない。

そこで、ハーバーマスは討議政治に基づく民主主義概念を提起する。討議民主主義においては、政治課題を三つに区分する。第一は、道徳的課題である。ここでいう道徳とは、普遍的正義の問題であり、個別の集団のそれぞれの共通善を越えた課題である。具体的には、討議を公正なものとするための前提などがこの課題に属する。第二は、集団の自己理解に関わるものであり、「特定の国民の一員として、共同体あるいは国家の構成員として、一地域の住民として自分をどう理解するか、どのような伝統を継承するのか」²⁹などの課題

が含まれる（ハーバーマスはこれらを道徳的課題に対し、倫理的課題と呼ぶ）。第三は、個別の価値観や利害などであり、これらに関わる対立は正当な手続きに基づいた交渉によってしか解決されえない。三つの中で道徳的課題が、最優先される。倫理的課題も、個別利害の調整も普遍的正義に反するものであってはならない³⁰。

ハーバーマスは、『事実性と妥当性』³¹において、このような民主的な過程を律する原則として、次のような討議原理を提示している。「合理的討議の参加者であるすべての潜在的に影響を受ける当事者が合意することができるであろう行為規範のみが、妥当である」³²。ハーバーマスは、この原理を「哲学者の発明」（ウォルツァー）ではなく、近代がもたらした「生活世界の合理化」（この概念については、詳しくは後述）により生まれる日常的直観を整理したものとする。ここでの「合理的討議」は、課題の種類に応じて多様な合理性（道徳的、倫理的、目的合理性など）に依拠したものとなる。だが、道徳的な課題（普遍的正義の問題）については、普遍的に適用可能な道徳的な合理性以外は認められるべきではない³³。ハーバーマスは、憲法において

30 Habermas, *op.cit.*, 1994, pp.4-5.

31 Jürgen Habermas, *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1983 (邦訳：ユルゲン・ハーバーマス著、三島 憲一、中野敏男、木前利秋訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、1991年)

32 Jürgen Habermas, *Between Facts and Norms*, *op.cit.*, pp.107-108.

33 *Ibid.*, p.109.

27 Habermas, *op.cit.*, 1994, p.3.

28 ハーバーマス、前掲、136頁。

29 上掲、136頁。

普遍的正義のための原則が保障されることにより、討議民主主義の基盤が制度的に生み出されると理解する。こうした普遍的正義の内容としては、(1) 個人の平等と自由、(2) 法の下での平等、(3) 法的保護を受ける権利、(4) 法作成に参加する権利などがあげられるが、その詳細は個別の社会で討議により確認されるべきものとされる。

3. 2 討議民主主義と公共圏における社会統合

ハーバーマスの理解によれば、「自由主義的」民主主義においては、憲法的な原則が確定されれば、市民はその枠組みによって保障された権利を基礎に自己の利益を追求するだけでよい。「共和主義的」民主主義は、「相当程度統合された倫理的共同体の实在」³⁴を前提とする。このような共同体なしには「共通善」の想定ができないからである。討議民主主義においては、開放的なコミュニケーションのネットワークーハーバーマスはこれを公共圏と呼ぶが民主主義の前提となる。

公共圏とは、コミュニケーションが自由に行われるネットワークであり、実際に対面しコミュニケーションを行う場を抽象化したものとしてとらえられる。公共圏は、人々が登場し、発言を行う空間としてイメージされ³⁵、具体的には、(1) 制度的に作られた議会など

の公的組織、(2) 対面してコミュニケーションが行われる場、(3) マスメディアにより構造化けられる抽象的なものが含まれる³⁶。

ハーバーマスが公共圏を重視するのは以下の理由からである。まず、ハーバーマスは、コミュニケーションを通じて相互承認を行うという人間の要求が、社会統合を可能とする「連帯」を強化すると考える。さらに近代社会においては、自己の利益を追求する目的合理性だけではなく、討議を通じて主張の妥当性を客観的真実性、規範的正統性、誠実性の三つの基準から批判的に評価する能力（コミュニケーション合理性）が解放されたと考える。公共圏は、連帯を強化すると同時に、批判力を持つコミュニケーション合理性が発揮される場として認識されている。

公共圏において、コミュニケーション合理性に基づいたコミュニケーションが行われるためには、一定の連帯が事前に必要となる。自己以外を道具と見なす道具の合理性しか用いられないのであるならば、それは強者による支配の場となるかもしれない。ハーバーマスは国民国家形成過程において、民族意識が「連帯」を生み出したため、具体的な地域共同体に依存しない抽象的な社会統合が可能となったと理解する。しかし、価値観の多様化した現代社会においては、かつてのような民族意識による連帯では不十分とし、自律的な公共圏や立憲主義的な意見・意思形成過程に

34 Habermas, *op.cit.*, 1994, p.4.

35 ハーバーマスは『公共性の構造転換』においては、歴史的な概念として公共圏概念を用いる傾向があったが、『事実性と妥当性』においては、はっきりと抽象的な分析概念として扱われている。Jürgen Habermas, *op.cit.*, 1998. pp. 360-361.

36 Habermas, *Between Facts and Norms*, *op.cit.*, p.360.

連帯を強化する機能を期待している³⁷。

さらに、コミュニケーション合理性の発揮を可能とするのが、第一に合理化された生活世界であり、第二に、活力のある自律した市民社会—ハーバーマスは、市民社会をNGOや、宗教団体、労働団体など国家と市場から独立した自発的な結社からなるものとして捉える—である。ここでいう生活世界とは、現象学から借りてきた概念であり、人々が意志疎通を図るうえでの共通の解釈を提供する背景知の貯蔵庫及び、社会化、文化的再生産、社会統合が行われる社会領域として認識される。生活世界では、言語を通じて共有される社会観に基づき行為調整が行われており、抽象的制御媒体により関係の調整がされるシステムとは対照的である。ハーバーマスは、近代に見られる生活世界の機能分化と妥当性の基準の分化（生活世界の合理化）が、個別の主張の妥当性の批判的検討を行うコミュニケーション合理性を可能とすると考える。

市民社会の諸組織は、コミュニケーションの核となり公共圏を活性化する³⁸。これら非

公式の公共圏で生み出され、その参加者・観客により承認されることにより生まれる形のない世論は、それ自体は影響力ではあっても政治的な権力ではないが、それは政治的な決定を正当化しうる³⁹。ただ、これは選挙を通じて政治的権力にも転換されうる。

ハーバーマスは、国内の社会は、公共圏の持つ社会統合の力と、システム媒介統合の力によって結びつけられており、また現状ではそれが望ましいとする。現代社会の複雑さに対応するためにはシステムは必要だからである⁴⁰。問題はシステムをいかにコミュニケーション合理性に基づいて制御するかということになる。公共圏は、商業的なマスメディアにより構造づけられ、行政や企業から発せられるシステムの論理に基づいた情報により操作される側面も強い⁴¹。討議民主主義のモデルは、こうした中で、公正な社会統合という視点から、システムに影響されがちな現実を批判し改善するための基準点として提案されているのである。

3. 3 グローバル社会と三つの民主主義論

グローバル社会においては、「自由主義的」民主主義論を適用することはそもそも困難である。その基礎となっている代表民主主義や

37 Jürgen Habermas, "The European Nation-State: On the Past and Future of Sovereignty and Citizenship", in Jürgen Habermas (edited by Ciaran Cronin and Pablo De Greiff), *The Inclusion of Others: Studies in Political Theory*, MIT Press, 1998, pp.111-112.

38 この市民社会概念は、ヘーゲルやロックによって語られたものと異なり、結社のみが含まれるており、市場はもはや含まれない。Habermas, *Between Facts and Norms*, op.cit., p.366、および Jürgen Habermas, op.cit., 1990 (first published in 1962) (邦訳、1994年)。この用法は国連文書や開発関係の文書でもみられる用法であり、現在の支配的な定義と考えてよいだろう。討議倫理と市民社会の関係について論じた文献としては、以下も参照のこと。J. L. Cohen, and A. Arato., *Civil Society and Political Theory*, MIT Press, Cambridge, Mass., 1992.

39 Habermas, *Between Facts and Norms*, op.cit., p.371.

40 ハーバーマスは、市民社会の民主的運動は、自己ですべてを体系づけるという野望を持つべきではないとする。Habermas, *Between Facts and Norms*, op.cit., p.372.

41 Habermas, *Between Facts and Norms*, op.cit., p.373.

憲法は存在しない。事実、J・ロールズ (John Rawls) は、『人民の法』(1999年)⁴² において自由主義的な立場から国家間に存在すべき原則を整理しているが、その内容は、グロティウスの国際法とさほど違いはない。また共同体主義的な視点からも、グローバル社会の社会統合は展望が困難である。共同体主義者のウォルツァーが指摘したように、国家を越える倫理的共同体は存在せず、それを社会関係の前提とする限り国際関係においては「最低限の道德」しか期待できなず⁴³、民主主義は構想不可能である。

しかし、ハーバーマスのコミュニケーション行為の理論と討議民主主義論は、現実に行なっているグローバル社会の社会統合を分析する視点を与える。事実、ハーバーマスは「ヨーロッパの国民国家—主権と市民権の過去と未来」⁴⁴、「惨禍から何を学ぶのか—短き20世紀を顧みて」⁴⁵などの論文で、グローバル社会を対象とした分析を行っている。

ここでハーバーマスは、不可避免的に迫であろうグローバル化の中で、市場や行政的権力などのシステムは国境を越えたネットワー

クを構成しているとする。これは、システムの調整をグローバルに行う必要も生み出すが、グローバル化は必ずしも国境を越えたコミュニケーション行為を生み出していないとハーバーマスは評価する。このため、国境を越え間主観的に共有される世界(生活世界)の存在が必要である。ハーバーマスは国境を越えた制度的な改革のためには「先だって人々の価値志向が変革され、その共感と支持」が得られること(すなわち「連帯」が醸成されること)が必要とし、「そのような『プロジェクト』の最初の名宛人は、政府ではなく、社会運動と非政府組織、つまり国境を越えて活動する市民社会の構成員」⁴⁶であるとする。すなわち、ハーバーマスは、グローバル社会ではシステム媒介統合は生まれつつあり、それを制御するためには連帯が必要であると認識する。

ハーバーマスの討議民主主義と公共圏の概念は、非制度的な政治過程に注目するだけでなく、そこに参加する主体の討議の質・形式にも関心を払う。このため、グローバルな公共圏が議会として制度化されていない段階でも、ある程度は国際的な政治過程を規範的な視点から評価することを可能とする。さらに、そのような政治過程が可能となる社会的な要件、すなわち(1)「連帯」という資源の存在、(2) 討議を可能とする社会的条件(合理化された生活世界と市民社会に支えられた活力のある公共圏)の観察も可能となる。

42 John Rawls, *The Law of Peoples*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, and London, England, 1999.

43 Michael Walzer, *Thick and Thin: Moral Argument at Home and Abroad*, University of Notre Dame Press, London, 1996. pp.2-3.

44 Jürgen Habermas, "The European Nation-State: On the Past and Future of Sovereignty and Citizenship", *op.cit.*

45 ユルゲン・ハーバーマス「惨禍から何を学ぶのか—短き20世紀を顧みて」ユルゲン・ハーバーマス『法と正義のディスクール』未来社、1999年、65-95頁。

46 上掲、94頁。

しかし、ハーバーマスは、グローバル社会の社会統合のための制度的展望は十分に示していない。以下、世界規模の民主主義的な制度を構想するヘルドのコスモポリタン民主主義論を検討し、この側面を補強したい。

4. グローバルな民主政の展望

ヘルドのコスモポリタン民主主義は、基本的には自由主義的な民主主義論に基づいて構築されており、これらの持つ弱点をもっている。すなわち、社会的な「連帯」の必要性の軽視と、権利概念への過剰な期待である。しかし、中央的な権力を必ずしも想定しない立憲主義的な民主主義概念は示唆に富む。以下、ヘルドのコスモポリタン民主主義論を批判的に検討し、ハーバーマスの理論を踏まえてグローバル討議民主主義として再構成するための予備的作業を行う。

4. 1 ヘルドによる民主主義の理解

ヘルドは主著『民主政の諸類型』⁴⁷ においても世界規模の民主主義の可能性に触れているが、もっとも包括的な整理がされたのは、1995年の『民主主義と地球的秩序：近代国家からコスモポリタンガバナンスへ』(*Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*)⁴⁸ である。ここで

は、ギデنزの影響を受けたグローバル化の認識の上に、コスモポリタン（世界市民的）な民主主義論を構築している。

ヘルドは、グローバル化により、国家が最高の自己決定の単位であるという国家主権の概念から現実が乖離しつつあると認識する⁴⁹。この結果、国家主権は相対化する。もはや一国だけでは民主主義は語れない。といっても、「世界政府は非実際的であり、望ましくもない」⁵⁰ とするヘルドは、国家のアナロジーで世界政府を考えることを避ける。必要なのは「近代国家自体の理論でも国際秩序自体の理論でもなく、国際秩序の中における国家と民主主義の位置づけに関する理論」なのである⁵¹。

このような理論を構成するためには国家の枠組みにとらわれない民主主義概念が必要となる。このため、ヘルドは、(1) 自律の原則、(2) 民主的公法、(3) 権力の場合という三つの概念道具を用いて民主主義の再構成を行う。

まず民主的国家の正当性の根拠が、民主主義と国家のそれぞれについて整理される。ここで、民主主義は「自己決定 (self-determination) という理念からその力と意義を引き出す」⁵² とされ、他方、国家の正当性は「それが公正な枠組み—その構成員に対して原則としては平等に制約と支援を行う枠組みであるという約束」⁵³ にあるとされる。こ

47 David Held, *Models of Democracy*, second edition, Stanford University Press, California, 1996 (邦訳：デヴィッド・ヘルド著、中谷義和訳『民主主義の諸類型』御茶の水書房、1998年)。

48 David Held, *Democracy and the Global Order*, op.cit., 1995.

49 David Held, op.cit., pp.101-136.

50 David Held, op.cit., p.230.

51 David Held, op.cit., p.136.

52 David Held, op.cit., p.145.

53 David Held, op.cit., p.145.

れらが抽象化され「自律の原則=principle of autonomy」として整理される。すなわち、人々の自己決定が、法的に制限された民主的政府により実施されるという原則である⁵⁴。

ヘルドは、自律の原則が想定する法的制限を「民主的公法」による枠組みと呼び、その内容を描き出すために「民主的な思考実験」を行う。このため、ヘルドは人間の自律が制限される条件を考え、(1) 身体、(2) 福祉、(3) 文化、(4) 市民的結社、(5) 経済、(6) 強制的関係・組織的暴力、(7) 法的・規制的关系という7つの権力関係の生じる領域を特定する⁵⁵。これらの領域においてそれぞれ一連の権利（権利の束）を保障することが民主的公法の目的となる⁵⁶。

民主的公法の原則が世界的に適用されることによりコスモポリタン民主主義が可能となる。自律を阻害する権力の場合、国内・超国境的そして国際的關係の中に存在するため、民主的公法は、これらのすべての政治枠組みの中にコスモポリタン民主法として埋め込まれなくてはならない⁵⁷。こうして、政治のあらゆるレベルで、民主的公法が確立され、全体としてコスモポリタン民主法に基づく秩序が生まれるのである。政治的な課題の種類により、国、地域、世界レベルでの解決が図ら

れる⁵⁸。

4. 2 コスモポリタン民主主義論批判

権力関係がある限り公正な政治的枠組みが必要であること、それが自律の原則にもとづいて運用されなくてはならないというコスモポリタン民主法の「枠組み」自体は、武者小路公秀が紹介する「新世界立憲秩序」や松下圭一のインターナショナル・ミニマムの考え方ともつながり⁵⁹、多くの示唆を与える。武者小路公秀は、『転換期の国際政治』（1998年）の中で「新世界立憲秩序」概念を紹介しているが、その理解によるとこれは「国家を単位とする『国際社会』を編成しなおす国際法秩序を構築することを主張するもの」であり、「このような秩序は、領域国家＝主権国家＝民族国家以外に様々なエスニーなどを主体とするほか、前近代世界の権力の重層性、交易・交流のネットワーク性を許容し促進することが求められる」ものである⁶⁰。この理解は、国家にこだわらず、権力関係に焦点を当てるという点において、ヘルドの理論と共通点は多い。

ウォルツァーやロールズのように、世界政府か国家かという単純な二分法により国境を

58 David Held, *op.cit.*, pp.235-6.

59 一方、松下はインターナショナルミニマムを、世界政策基準であり、世界共通文化に根ざした国際法で、国際機構により実施されるものと認識する。これは政府、公共空間の地方、国家、世界の三つのレベルへの分化を反映する。松下圭一『日本の自治・分権』岩波書店、1996年、39-43頁。

60 武者小路公秀『転換期の国際政治』岩波書店、1996年、120頁。

54 David Held, *op.cit.*, p.147.

55 David Held, *op.cit.*, pp.192-4.

56 なおこの権利保障の目的は、生活水準の平等ではなく、自律を阻害するような状態をさけることにあり、この概念から実質的平等が導かれるわけではない。とはいっても、現実には相当の資源の再配分も要請されるかもしれないとする。David Held, *op.cit.*, pp.201-2.

57 David Held, *op.cit.*, pp.227-8.

越える公的な制度の可能性を限定的にとらえる論者は少なくない。しかし権力関係の重層性に基づくヘルドの民主的公法の理念は異なる世界像を提示できる。権力関係が存在する場合すべてに民主的公法を埋め込んでいくことにより、地球規模の民主主義が可能となるという展望を示すからである。

しかし、ヘルドの民主主義論には弱点もある。この理論は、自ら明らかにしているように自由主義的民主主義観に強く依存している。ところが、類似の民主主義観に立つロールズが主張するように、自由主義的民主主義が成立するためには、社会関係観が共有されることが必要となる⁶¹。ウォルツァーら共同体主義者が「共同体」概念で論じ、ハーバーマスの討議が同意につながる前提としての「連帯」に注目し、ロールズが協働関係についての認識を理論に導入したことからも明らかのように、「社会的な絆」が規範の共有のためには必要なのである。ヘルドは、「民主主義」への確信を持つ人間を想定しているが、それが現実に生まれていく過程を認識していない。このため一足飛びに精緻な「権利の束」という概念が提起されている。しかし、この権利の束への確信がどのように生まれるのかという説明は不十分である。これに対して、ハーバーマスの生活世界の合理化や公共圏概念は、こうした権利概念が確立されうる社会的条件

を分析の対象に含める。コスモポリタン民主主義の実現可能性を評価するためにも、現状に対する実践的な批判を行うためにも、生活世界の共有と公共圏の機能に注目するハーバーマスの理論は有用であろう。以下、こうした視点からコスモポリタン民主主義論を補完し、グローバル討議民主主義として提起する。

5 グローバル討議民主主義の展望

グローバル討議民主主義は、ヘルドがコスモポリタン民主主義で提起した制度的枠組みを最終的な着地点として想定した上で、ハーバーマスの討議理論に示唆を受けて、そのような制度的枠組みが道義的な視点から正しいとみなされうる要件を手続き的に再定義するものである。さらに、このような民主主義が可能となるグローバル社会の社会的な条件についての仮説も同時に提起する。以下、この制度的要件と社会的条件について論じる。

5. 1 グローバル討議民主主義の制度的要請

グローバル討議民主主義の要求する制度的な枠組みには以下の要素が含まれる。なお、ここでの当事者は、政府代表だけを含むものではない。

(1) グローバルな立憲主義

グローバル討議民主主義においては、コスモポリタン民主主義と同じく、地球大の民主主義の実現のためには、グローバルな立憲主義が必要であると考えられる。グローバルな立憲主義は、国内法・国際法を問わず、討議によ

61 ロールズは、国家からなる社会においては強い協調関係は想定されていないとし、グロティウスのような国際法秩序しか可能ではないという認識を示している。John Rawls, *op.cit.*

る法形成を可能とし、法の乱用を規制するための普遍的な諸原則を要請する。この原則は、(1) 個人の平等と自由、(2) 法の下での平等、(3) 法的保護を受ける権利、(4) 法形成に参加する権利などを保証する必要がある。原則はあくまで「未完のプロジェクト」であり、その詳細は当事者の討議によって決定・修正されていかななくてはならない。

グローバルな立憲主義の原則は、一つの憲法典という形をはじめからとるわけではない。この原則は、ヘルドの民主的公法と同じく、各分野や地域において公的な権力が行使されるかぎり採用されなくてはならない基本的な原則なのであり、その確立は、国、地域、レジーム毎に独立して進行していくだろう。これが相当程度普遍化したならば、初めて単一の基本的な世界憲法として成文化化される可能性も生まれると考えられる。

(2) 参加による法形成とグローバル立憲主義の原則

グローバル討議民主主義においては、法は公共圏の参加者の実践的な討議により形成される。立憲主義が存在している領域（国、地域など）においては、その領域を支配する合意された（が常に批判されうる）憲法原則のもとで作成されることになる。この参加のためには、情報公開や討議の傍聴・参加により透明性の確保や説明責任の確保が求められる。立憲主義が確立していない場においては、法形成への参加とその正当性を確立するための闘争は、より正当な法を生み出す過程であると同時に、立憲主義確立のための

構造化 (structuration)⁶² の過程とみなされる。

グローバル社会における社会的な連帯が強化されていくなれば、それは国境を越えた公共圏の制度化＝議会の設置や、政治参加の制度化（リファレンダムなど）につながるだろう。こうした制度は、それ自体がさらに連帯を強化するという機能を持つという視点からも重要な意義を持つ。ただ、グローバル討議民主主義においては、制度的公共圏の不在をもって民主主義がまったく存在しないとは考えない。

(3) 法執行の監視・実施

グローバル討議民主主義は、当然、「法」の実施／もしくは実施の監視を行う司法的性格を持つ機関を要請する。この機関のあり方についても、当事者の討議によって決定されなくてはならない。当面、人権レジームに見られる専門家委員会や、世界銀行の査閲パネルなどのような、独立調査機関が考えられる。ただ、これらは、討議により修正されていかななくてはならない。

5. 2 社会的条件

グローバル討議民主主義が可能となるためには、以下のような社会的条件が必要となる。

(1) 討議の尊重

グローバル社会全体において、討議により

62 この概念は、もちろんギデنزによる。ギデنزとは、単純な構造・機能主義を批判し、主体の行為自体が構造を形成する側面に注目している。See, Anthony Giddens, *op.cit.*, 1984, and Ira J. Cohen, *Structuration Theory: Anthony Giddens and the Constitution of Social Life*, Macmillan, Basingstoke, 1989.

共有された妥当性に基づく合意のみが最終的に正当なものとして認識されなくてはならない。このためには、抑圧や対立が生じたときに、対話が選択されるような生活世界が必要となろう。

これは、特定の文化や認識枠組み、生活の様式を否定するものではないが、それらが無前提に人間（共同体の構成員も含む）に押しつけられることを否定するものである。

（２）公共圏

各国における政治的公共圏が発達し、それが国境を越えた社会的な絆に支えられて相互に連携する必要がある。相互連関は、当初は具体的な課題に焦点を絞ったネットワークとして発達するかもしれない。こうしてグローバルな公共圏がレジームを包囲すると同時に、各地の政治的公共圏が、グローバルな政治的公共圏と相互連結すれば、各国の議会にもグローバルな社会的規範を反映していく可能性が生まれる。

6. おわりに－レジームにおけるグローバル討議民主主義の可能性

グローバル討議民主主義の想定する制度的要件は、コスモポリタン民主主義の手続き的な側面を強調したものである。ここでは、非公式・公式の公共圏で生み出された意見と意思が法形成に果たす役割を重視する。このようなコミュニケーションによってのみ、妥当性の確保と連帯の形成が可能となるからである。このため、ヘルドの「権利の束」のような精密な概念を今の段階で用意するわけでは

ない。重要なのは、権利が確立されることだけでなく、確立の過程が共有されることからである。討議への参加の実現を阻害している条件が、常に排除されるべき対象として議題化される結果として権利は実現されなくてはならない。その結果、国内においては、憲法により討議のための必要条件を保障することになろう。グローバル社会のように立憲主義が確定していない場においては、参加を求める闘い自体が、その原則を確立し「構造化」する作業として理解される。

グローバル討議民主主義はなによりも「未完のプロジェクト」（ハーバーマス）である。権力関係がある限りにおいてグローバル討議民主主義は実現されねばならない。その必要性を決定するのは、当事者であり、人々が自分の生活に重要だと思うかぎり、実現していくべきものであろう。規範的な理論自体は、その内実に踏み込むべきではなく、理論は実践の代わりになるものではない。理論の役割は、第一に人々の規範形成への参加を否定するイデオロギーや社会的実態を批判することにより「露払い」を行うこと、第二に、人々の参加を求める運動の規範的な意義を明確化し、実践的な討議のための材料提供を行うことにあるのである。

こうしたグローバル討議民主主義の視点から、レジームと公共圏の関係を分析することにより、レジームにおける市民社会の関与の意義をより大きな枠組みの中で位置づけることができる。コミュニケーション影響力が力を発揮することがレジーム内部でも、レジー

ム参加している各国の国内においても正当なものとみなされ、グローバルな公共圏の監視と承認のもとにレジームの形成や規制が進むならば、グローバル討議民主主義が深化していく傾向を読みとれよう。この過程で、狭い意味での国益や経済的利益などの合理的利己主義に基づくシステム統合の論理にコミュニケーション影響力がどの程度対抗しているのかを評価することにより、グローバル討議民主主義に基づく社会統合の可能性を展望できよう。システムの論理と矛盾の無い範囲のみで統合が進むのか、討議民主主義の原則が支配力を増していくのかで、統合の持つ意味は異なる。これは機能統合論やグローバル・ガバナンス論⁶³で語られる国際的な統治の内実を分析し、批判する視座を提供することにもなるのである。

63 グローバル・ガバナンスについて、ローズノーは、「レジーム相互の空隙が存在するときの取り決めや、おそらくはそれ以上に重要なことには、二つ以上のレジームが重なり合い、対立するなどして競合の利益を調整する取り決めが必要な時の原則、規範、規則、手続きに言及する」ものと認識する。James N. Rosenau, "Governance, Order, and Change in World Politics", in James N. Rosenau, Ernst-Otto Czempiel, *Governance Without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge Studies in International Relations, No 20, Cambridge University Press, Cambridge, New York and Melbourne, 1992, pp.8-9.

Prospect of Deliberative Democracy in Global Society

Akio KAWAMURA*

Abstract

This paper is aimed at proposing a theoretical framework to evaluate potential for the fairer social relations in the globalizing world. For this purpose, the concepts of global society, system integration and social integration are introduced based on the analysis of Martin Shaw, Anthony Giddens and Jürgen Habermas. Here, global society is defined as a social sphere where intensification of worldwide social relations links distant localities in such a way that local happenings are shaped by events occurring many miles away and vice versa. System integration is then defined as social relation controlled by abstract symbols, e.g. money and power in the case of market system and bureaucratic systems respectively, whereas social integration is defined as social relation based on shared norms and collective goals. As Shaw observes, global society is a sphere where system integration is intensifying while social integration lags behind.

In the second section, theoretical analysis is made in order to explain how worldwide system integration leads to the social integration. Two factors contributing to the global social integration are pointed out; (1) universal endorsement of the principle of equality of human being, which enables communication among members of different societies; and (2) creation of regimes which generate arena for communication and instruments for steering systems.

In the third section, normative model for social integration is studied based upon the three-model-analysis of democracy proposed by Habermas. Here, the liberal model, a rights based concept of democracy, and republican model, a communitarian interpretation of democracy, are critically analyzed. Then, deliberative model of democracy, which is based on the theory of communicative action, is proposed as most plausible model for interpretation of democracy. It is noted that public sphere, which is defined as an open network of

* Lecturer, Department of Intercultural Studies, Kobe College.
(Left Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University in March 2000.)

communication, and autonomous civil society organizations are critically important for deliberative democracy for two reasons; (1) public sphere makes possible the rational opinion- and will-formation through judgement of different kinds of validity claim, (2) communication in public sphere may strengthen solidarity - which is the resource for social integration - by mutual recognition. Based on this concept of deliberative democracy, it concludes that genesis of global deliberative democracy could be observed to some extent without the existence of institutionalized public sphere - that is global parliament - by focusing on the functioning of the less institutionalized public sphere.

In the fourth section, the concept of Cosmopolitan Democracy advocated by David Held is reviewed. It is noted that, as the cosmopolitan model of democracy envisages embedment of democratic public law in different social relations, it does not depend solely on central government, and therefore avoid the pessimistic prospects for global governance shared by, among others, Rawls and communitarians. However, as it is heavily dependent on liberal model of democracy, it neglects the necessity of "solidarity", and therefore lacks perspective on social process that leads to the institutionalization of Cosmopolitan Democracy. It is concluded that, though the institutional framework envisioned by the Cosmopolitan Democracy is enlightening, it should be reinforced by deliberative model of democracy.

In the fifth section, Global Deliberative Democracy is proposed as a normative model against which the institutional and social developments are to be evaluated. Institutionally, learning from the Cosmopolitan Democracy, it is stressed that social relation should be governed by constitutional principle which make participation of the concerned people in the decision making process possible. The principle should guarantee the freedom and equality but the detail should be left to be decided by the public deliberation. The struggle for participation in such a deliberation should be regarded as a process of structuration where the constitutional principles are structuralized. The social aspects of deliberative democracy includes; a social preference where deliberation are chosen when there are conflicts, and globalization of public sphere where national public spheres are interconnected and global public sphere surrounds and influence regimes.

In conclusion, it is noted that Global Deliberative Democracy can be used for normative evaluation of the development of regimes by differentiating system and social integration. It is also mentioned that the concept should be used to review the process of functional integration and concept of global governance from the normative perspective.